

## 別添 給付金申請に関する留意事項

### 【支給対象者について】

- 令和3年9月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。
- ※ 令和3年9月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。  
「特例給付の支給を受ける方」とは、令和2年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- ※ 高校生等で児童手当の支給を受けていない場合は、保護者のうち所得の高い方が以下の所得制限限度額を超えていない場合に対象となります。）

《児童手当の所得制限限度額》

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1,002
5人	812	1,040

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

(注)

- 1 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 2 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

- ※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和3年9月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和3年9月30日時点で住民票のある市区町村の窓口に御相談ください。
- 支給対象者が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ。）の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。  
詳細は、南三陸町保健福祉課子育て支援係にお問い合わせください。

## 【申請書に添付する書類について】

### ○公務員で児童手当受給者の方

- ① 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- ② 申請者の口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）の写し
- ③ 令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳等）

### ○高校生等の児童の養育者

- ① 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- ② 申請者の口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）の写し
- ③ 申請者又は配偶者が令和3年1月1日時点で南三陸町に住民票を有していなかった場合は、その方の令和2年中の所得がわかる書類（令和3年度市区町村民税課税証明書・非課税証明書等）
- ④ 配偶者又は対象児童の住所が申請者と異なる場合は、住所が異なる方の住民票

### ○新生児の児童手当受給者

- ① 本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し
- ② 申請者の口座が確認できるもの（通帳又はキャッシュカード）の写し
- ③ 申請者又は配偶者が令和3年1月1日時点で南三陸町に住民票を有していなかった場合は、その方の令和2年中の所得がわかる書類（令和3年度市区町村民税課税証明書・非課税証明書等）
- ④ 配偶者又は対象児童の住所が申請者と異なる場合は、住所が異なる方の住民票

## 【支給予定日について】

支給回	支給予定日	申請書提出期限
第1回	令和4年2月10日（木）	令和4年1月31日（月）
第2回	令和4年2月28日（月）	令和4年2月15日（火）
第3回	令和4年3月11日（金）	令和4年2月28日（月）

※令和4年3月中に出生した新生児については、申請手続き時にお知らせいたします。